

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

1. 当社は、高い自己規律に基づく健全な経営を実践し、社会からの揺るぎない信頼を確立するために、グループの持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図る観点から、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいります。
(1)当社は、すべての株主の実質的な平等性を確保し、株主がその権利を適切に行使することができる環境の維持構築を図ってまいります。
(2)当社は、エネルギー・通信・CATVといった生活インフラサービスを個人のお客様に提供する事業を主としており、これらの事業が多くのステークホルダーに支えられていることを認識しております。また、事業政策の立案や実施・運営においては、コンプライアンスの見地とともに、地域社会への貢献を重視した活動を行ってまいります。
(3)当社は、ステークホルダーとの建設的な対話を行う基盤を構築するために、非財務情報を含む会社情報の適切な開示と、企業経営の透明性の確保に努めてまいります。
(4)当社は、持株会社として、取締役会によるグループ各社の業務執行の監督機能の実効性確保に努め、中長期的な企業戦略を策定し、持続的な成長と企業価値の向上に努めてまいります。
(5)当社は、株主・投資家との建設的な目的を持った対話を積極的に行うとともに、定量的な財務情報や非財務情報を適時かつ適切に説明・開示することにより、企業としての説明責任を果たし、株主・投資家を含めたステークホルダーからのご期待に応えるよう努めてまいります。
2. 当社グループは、グループ共通の理念となる「TOKAI-WAY」を策定しております。「企業理念」「ミッション」「ビジョン」「バリュー」の4層から形成され、グループ社員全員が共有し、実践に努めています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

コードの各原則については全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

1-4(いわゆる政策保有株式)
「株式等の政策保有に関する方針」につきましては、コーポレート・ガバナンスの基本方針第8条に記載しておりますのでご参照下さい。(http://tokaiholdings.co.jp/corporate/pdf/cgc_20151126.pdf)

1-7(関連当事者間の取引)
「関連当事者間取引の管理体制」につきましては、コーポレート・ガバナンスの基本方針第7条に記載しておりますのでご参照下さい。(http://tokaiholdings.co.jp/corporate/pdf/cgc_20151126.pdf)

3-1(適切な情報開示と透明性の確保)

- (1)当社の事業戦略、中期経営計画等は当社ホームページ(<http://tokaiholdings.co.jp/ir/management/>)に掲載しております。
 - (2)コーポレート・ガバナンスの基本方針を当社ホームページ(http://tokaiholdings.co.jp/corporate/pdf/cgc_20151126.pdf)に掲載しております。
 - (3)当社の取締役報酬は、月額報酬と賞与により構成し、職責や業績貢献度を適正に反映した報酬体系としています。報酬決定の手続きとしては、独立社外取締役の助言等も勘案したうえで、代表取締役が上記方針に従い検討し、取締役会の承認により決定しております。
 - (4)経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名に関しては、知識・経験・能力のバランス及び多様性を重視し総合的に検討しております。指名および選任に当たっては、独立社外取締役の助言等も勘案したうえで、代表取締役が上記方針に従い検討し、取締役会の承認により決定しております。
 - (5)取締役、監査役候補の個々の選任理由につきましては株主総会参考書類に記載いたします。
- 尚、当期(当社第4期株主総会で選任)の取締役候補者、監査役候補者の選任理由は以下の通りです。

イ. 取締役候補者

1. 嶋田勝彦氏、高橋信吾氏、真室孝教氏、溝口英嗣氏、高田雅彦氏は、当社グループ各社における取締役としての豊富な経歴・実績を有しており、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できることから取締役候補者いたしました。
2. 福田安広氏、鈴木光速氏、小栗勝男氏は、当社グループ各社の代表取締役に就任しており、各事業における専門的な見地からの発言が期待できることから取締役候補者いたしました。
3. 小林憲一氏、曽根正弘氏は会社経営に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映して頂く観点から、社外取締役候補者いたしました。

ロ. 監査役候補者

1. 村田孝文氏は、当社グループ各社の取締役としての豊富な経験・専門知識と、財務・会計における高い知見を監査活動に活かすことができると判断し監査役候補者いたしました。
2. 立石健二氏は、裁判官・弁護士として培われた法律知識と幅広い見識を活かし、公正中立的立場から取締役の監視、提言・助言を行っていただく観点から、社外監査役候補者いたしました。
3. 雨貝二郎氏及び伊東義雄氏は、会社経営に関する豊富な経験と高い見識を活かし、公正中立的立場から取締役の監視、提言・助言を行っていただく観点から、社外監査役候補者いたしました。

4-1(取締役会の役割・責務)

当社は法令上、取締役会における決議事項とすることが定められている事項及びこれに準じる事項について取締役会規則及び取締役会規則運用基準に規定し、取締役会にて決議し、その他の業務執行については取締役会で定めた管掌業務にもとづき各業務執行取締役にその決定を委任しています。

4-8 1.(独立社外取締役の有効な活用)

当社は、当社の独立性判断基準を満たす独立社外取締役を2名選任しており、それぞれ会社経営に関する豊富な知識と高い見識により、当社の取締役を監督し、適切な意見・助言をいただいています。

4-9(独立社外取締役の独立性判断基準・資質)

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準と同様の基準を採用しております。

4-11 1.(取締役会の全体としての能力、多様性の考え方)

当社の取締役会の人数は、定款で定める員数である10名以内とし、グループの業務執行管理機能を担う持株会社に求められる実効性ある経営体制及び取締役会における実質的な議論を確保するために必要且つ適切な人数で構成することを基本としつつ、取締役会における多様性及び専門性の確保の観点にも十分配慮して決定します。

独立社外役員にかかる独立性判断基準については、東京証券取引所が定める独立性基準と同様の基準としております。

当社は、取締役候補者を決定するに際し、幅広い業務領域において、各事業分野の経営に強みを発揮できる人材及び経営管理に適した人材等のバランスに配慮し、当社グループの幅広い業務領域に相応しい、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランス及び多様性を確保します。

4-11 2.(取締役、監査役の兼任状況)

当社の取締役、監査役は他の上場会社の役員を兼務しておりません。

重要な兼職の状況につきましては、事業報告に記載しております。

4-11 3.(取締役会の実効性自己評価)

取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考としつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行ない、取締役会の監督機能の更なる強化につなげるべく、取締役会運営の見直しを行なっております。2014年度、取締役会は12回開催され、経営戦略やコーポレート・ガバナンス、M&A、設備投資等の様々な経営課題、業務執行について活発な議論が行われたものと分析・評価しております。

4-14 2.(取締役、監査役のトレーニング方針)

「取締役・監査役に対するトレーニングの方針」につきましては、コーポレート・ガバナンスの基本方針第6章に記載しておりますのでご参照下さい。
(http://tokaiholdings.co.jp/corporate/pdf/cgc_20151126.pdf)

5-1(株主との建設的な対話に関する方針)

「株主との建設的な対話に関する方針」につきましては、コーポレート・ガバナンスの基本方針第4章に記載しておりますのでご参照下さい。(http://tokaiholdings.co.jp/corporate/pdf/cgc_20151126.pdf)

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	7,559,820	4.87
鈴与商事株式会社	5,799,700	3.74
東京海上日動火災保険株式会社	4,986,887	3.21
株式会社静岡銀行	4,065,527	2.62
TOKAIグループ従業員持株会	3,847,601	2.48
三井住友信託銀行株式会社	3,816,000	2.46
株式会社みずほ銀行	3,588,577	2.31
アストモスエネルギー株式会社	2,724,848	1.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,682,300	1.73
明治安田生命保険相互会社	2,599,389	1.67

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

この他に当社は自己株式を35,787,689株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小林 憲一	他の会社の出身者					△						
曾根 正弘	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林 憲一	○	小林憲一氏は、平成17年6月まで株式会社静岡銀行の取締役常務執行役員に就任しておりました。また、平成23年6月まで同行子会社の静岡リース株式会社の代表取締役を兼務しておりました。同行と当社の間には資金の借入等の取引があります。	会社経営に関する豊富な経験と高い見識を活かし、公正中立的立場から意思決定に参画するとともに、経営に関する適切な助言・指導を頂けるものとして、社外取締役に選任いたしました。 また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立性が確保されていると考えております。
曾根 正弘	○	曾根正弘氏は、平成23年6月まで株式会社テレビ静岡の代表取締役を、また平成27年6月まで同社の取締役相談役を兼務しており、同社と当社との間には広報関係の取引があります。	会社経営に関する豊富な経験と高い見識を活かし、公正中立的立場から意思決定に参画するとともに、経営に関する適切な助言・指導を頂けるものとして、社外取締役に選任いたしました。 また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立性が確保されていると考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、会計監査人である有限責任監査法人トーマツと年に数回、監査の方針・方法・結果の聴取、意見交換を行い、業務上や会計上の課題について情報を共有するよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
立石 健二	弁護士													○
雨貝 二郎	他の会社の出身者													○
伊東 義雄	他の会社の出身者										○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
立石 健二	○	該当なし	裁判官・弁護士として培われた法律知識と幅広い見識を当社の監査業務に活かし、公正中立の立場から取締役の監視、提言・助言を頂けるものとして、社外監査役に選任しております。 また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立性が確保されていると考えております。
雨貝 二郎	○	該当なし	企業経営に関する豊富な経験と高い見識を活かし、公正中立の立場から取締役の監視、提言・助言を頂けるものとして、社外監査役に選任しております。 また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立性が確保され

			ていると考えております。
伊東 義雄	○	伊東義雄氏は、平成23年6月まであいおいニッセイ同和損害保険株式会社の執行役員を、また平成27年3月まで三井住友あいおい生命保険株式会社の代表取締役役に就任しておりました。両社と当社との間には保険関連の取引があります。	企業経営に関する豊富な経験と高い見識を活かし、公正中立的立場から取締役の監視、提言・助言を頂けるものとして、社外監査役に選任しております。 また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立性が確保されていると考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

共同株式移転に際して、TOKAI及びTOKAIコミュニケーションズが既に発行していた新株予約権について、各新株予約権の内容及び株式移転比率を踏まえ、各新株予約権者に対し、その保有する各新株予約権に代わる当社の新株予約権を割当て交付いたしました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の監査役、子会社の従業員、その他
-----------------	---

該当項目に関する補足説明

役職員の業績向上に対する意欲や士気を高めること、また主要取引先に対して、当社との友好な取引関係を一層深めるとともに、当社の業績向上に寄与することを目的として、ストックオプションを付与いたしました。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

平成26年度の取締役及び監査役の報酬等の額は次のとおりであります。

取締役7名 153百万円(うち社外2名 13百万円)
監査役4名 42百万円(うち社外3名 22百万円)

* 上記報酬等の額には、役員賞与金26百万円(取締役25百万円、監査役0百万円)を含んでおります。
* 上記のほか、無報酬の取締役3名がおります。尚、子会社の役員を兼務する取締役が子会社から役員として報酬を受けた取締役は3名であり、その報酬の総額は89百万円であります。
* 当社は、平成24年6月28日開催の第1回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。
また、報酬額等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別開示は行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会にて決定する報酬の限度内で、経営内容、経済情勢、社員給与とのバランス等を考慮して、取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。
なお、平成24年6月28日開催の第1回定時株主総会での決議により、取締役の報酬額は年額350百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない)とし、監査役の報酬額は年額60百万円以内となっております。
また、平成24年5月10日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止を決議し、平成24年6月28日開催の第1回定時株主総会において、在任中の役員に対し、同株主総会終結の時までの在任期間に応じた役員退職慰労金の打ち切り支給を決議し、各役員の退任後に支給を行う予定です。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

重要事項の決議にあたっては事前に説明等を行いたく、確かな意思決定が図れるようサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社グループは、迅速かつ的確に経営の意思決定を行うこと、経営の公正性と透明性を担保するためにコーポレート・ガバナンスの体制を確立すること、を経営の重要な方針としています。

当社における業務執行及びその監視体制につきましては、株主総会において選任された取締役10名（内、社外取締役2名。提出日現在）で構成する取締役会が経営の重要事項を審議するとともに、経営者の業務執行状況を監視する体制を構築しております。また、主要グループ会社においても取締役会を設置しており、経営者の業務執行状況を監視する体制を確立しています。

当社は監査役制度を採用しており、監査役4名（内、社外監査役3名。提出日現在）で監査役会を構成、取締役会等主要会議への参加、業務・会計監査等を通じ、取締役の職務執行についての監査を行っております。また、主要グループ会社においても監査役会を設置、取締役の職務執行状況を監査する体制を構築しています。

当社グループの内部監査体制につきましては、平成23年4月のグループ再編・持株会社化以降、業務執行部門から独立した組織である当社グループ監査室が、グループ各社の会計・業務監査を実施しているほか、内部統制の有効性評価のための監査を行っております。内部監査の結果につきましては、グループ各社の社長、本部長、所管する事業部長、監査役及び内部統制部門に報告され、その情報をグループ内で共有しています。また、監査結果次第で再監査を実施する等、不備の指摘に留まらず、業務の改善提案及び改善状況の確認を適切に実施することにより、適正な業務執行が維持される体制を構築しております。また、会計監査人、監査役、グループ監査室、内部統制部門は、相互に情報交換・意見交換を行っており、当社グループの適正な業務執行の確保に取り組んでいます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外取締役2名、社外監査役3名を選任し、経営監督機能を強化しております。社外取締役は会社経営に関する豊富な経験と高い見識を活かし、公正中立的な立場から意思決定に参画するとともに、経営に関する適切な助言・指導を行い、社外監査役は公正中立の立場から取締役の監視、提言・助言を行っております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会の終了後、当社グループの重点事業の取り組みについて株主の皆様にご説明する機会として「株主懇談会」を開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎に決算説明会を開催し、機関投資家及びアナリストに決算及び中期経営計画、今後の事業展開について説明いたします。	あり
IR資料のホームページ掲載	平成23年4月1日に、ホームページを開設し、「投資家情報」の中の「IR資料室」に1.決算短信、2.決算説明会資料、3.有価証券報告書、4.株主通信、5.株主総会資料(招集通知、決議通知)を一覧できるように配置しました。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報・IR室が担当し、決算説明会及び個別ミーティングの手配や、問合せへの対応を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	「TOKAIグループ環境方針」において以下の行動指針を定めております。 1. 環境の保全と社会の発展の調和 2. 環境法規制等の遵守 3. お客様の温室効果ガス削減と環境負荷低減 4. TOKAIグループの環境負荷低減 5. 環境意識の高揚と環境管理活動の継続的改善 6. 地域社会との共生

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 当社グループの取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 当社は、グループ共通の企業行動憲章並びにグループ共通の理念であるTOKAI-WAYに基づき、グループコンプライアンス規程を策定するとともに、これを常に実効性あるものとして維持・運用することにより、当社グループの取締役、執行役員及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守する企業風土を確立する。

ロ この徹底を図るため、グループコンプライアンス・リスク管理委員会が、当社グループ全体のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、その下で、グループ各社のコンプライアンス推進組織が、自社の取締役、執行役員及び使用人に対するコンプライアンス教育・研修等を実施する。

ハ 当社グループ監査室は、グループコンプライアンス・リスク管理委員会と連携し、グループ各社のコンプライアンスの取り組みや実施状況を監査し、監査結果をグループコンプライアンス・リスク管理委員会に報告する。

ニ 当社は、グループ内部統制規程に基づき、当社グループ全体の内部統制の構築・整備・評価に係る方針を決定する。グループ各社の内部統制推進組織は、この方針に基づき、自社の内部統制の整備・運用状況を評価し、その評価結果及び評価プロセスについて、コンプライアンス・リスク管理統括室に報告する。

ホ グループ各社の取締役、執行役員及び使用人は、職務執行における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、コンプライアンス・リスク管理統括室又は監査役に報告する。同室又は監査役は、当社グループ監査室と共同で事実調査等を行い、その結果をグループコンプライアンス・リスク管理委員会及び各社の取締役会、監査役会に報告する。

ヘ コンプライアンス・リスク管理統括室は、グループ社内通報規程に基づき、実効性ある内部通報制度の運用に努める。社内通報は、原則としてヘルプラインシステムによるものとし、通報したことによって、通報者が不利益を被ることがないことを規程に明文化し、当社グループの取締役、執行役員及び使用人に周知している。なお、当該システムを通じた通報内容については、適宜、監査役と情報を共有する。

ト グループ各社の監査役は、自社の法令遵守体制及び社内通報制度の運用に問題があることを発見した場合には、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

チ 当社グループは、企業行動憲章に基づき、反社会的勢力の排除に向けて組織的な対応を取る体制を整備し、警察及び関連機関等との連携を強化する。

(2) 当社グループの取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

イ 当社グループは、各社の文書管理規程に従い、取締役及び執行役員の職務執行に係る情報を文書（電磁的記録を含む）に記録、保存する。

ロ 当社グループは、文書の保存期間、閲覧場所、時間等閲覧の具体的方法を各社の文書管理規程に定め、取締役、執行役員又は監査役からの閲覧要請に備え、常に閲覧可能な状態を維持する。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ 当社は、グループリスク管理規程に基づき、コンプライアンス・リスク管理統括室が、グループ全体のリスク情報を統括管理する。グループ各社は、別途策定した自社のリスク管理規程に基づき、自社のリスクの状況を評し、その結果を、定期的にコンプライアンス・リスク管理統括室に報告する。コンプライアンス・リスク管理統括室は、当社グループ全体のリスク状況について、グループコンプライアンス・リスク管理委員会、当社の取締役会及び監査役会に定期的に報告する。

ロ 重要なリスク事象が顕在化した場合、グループ各社は、リスク管理規程若しくは緊急事態対応規程に基づき、対策本部を設置する等の組織的な対応を行い、各社のリスク管理対応組織は、その対応状況について、コンプライアンス・リスク管理統括室に報告する。

ハ 当社グループ監査室は、グループ各社のリスクの所在・対応状況についての監査を行い、監査結果をグループコンプライアンス・リスク管理委員会に報告する。

(4) 当社グループの取締役及び執行役員の職務の執行が効率的かつ適正に行われることを確保するための体制

イ 当社グループ全体に影響を与える重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定する必要があるため、各社取締役会の前に、当社が主催する経営戦略会議、投資検討委員会、事業運営委員会等に付議し、十分に審議する。

ロ 当社は、経営戦略会議等の審議結果に基づき、各社の業務執行が合理的かつ効率的に行われるようグループ全体の経営資源を最適に配分するとともに、必要に応じ、各社の事業再編の支援を行う。

ハ 当社は、グループ全体の中期経営計画及び年度予算に基づき、各社における業務の執行状況を管理する。又、当社は、各社の重要な投資案件について、その収益性・リスク等を評価し、適正であると認めた案件につき、各社に対し、必要な経営資源を適時適切に配分する。

ニ グループ各社は、ITシステムの活用を図り、適時適切に業績の進捗状況を取り纏め、当社の取締役会に対し定期的に報告する。当社の取締役会、グループ各社業績評価規程に基づき、グループ各社の業績を適正に評価する。

ホ グループ各社の経営管理については、グループ経営要綱、グループ経営管理規程及びグループ各社承認・報告手続規程に基づき、当社への報告・承認を求めることにより、実効性を確保する。又、必要に応じ、当社の管理担当部門が、グループ各社の業務執行状況のモニタリングを実施する。

ヘ コンプライアンス・リスク管理統括室は、グループ内部統制規程に基づき、グループ全体の財務報告数字の信頼性を確保するために、グループ監査室による内部統制評価監査結果等を踏まえ、グループ全体の内部統制の有効性について、毎年度末に評価を行う。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ 当社は、監査の実効性を高め、かつ監査業務を円滑に遂行するため、監査役が必要とするときは、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。

ロ 監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役及び執行役員からの独立を確保する。なお、監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。

(6) 当社グループの取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ 当社グループ各社は、「取締役、執行役員及び使用人が監査役会に報告すべき事項についての手続に関する規程」に基づき、グループ各社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、当社及びグループ各社の監査役会に速やかに報告する。なお、(1)ホに記載のとおり、コンプライアンスの遵守等に係る事項については、直接、グループ各社の監査役に報告することができる。

ロ 前記によらず、グループ各社の監査役は、いつでも必要に応じ、自社の取締役、執行役員及び使用人に対し、報告を求めることができる。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ 当社は、グループ監査室の監査結果、コンプライアンス・リスク管理統括室のモニタリング結果等を、適時適切に監査役会に報告し、情報を共有することにより、監査役監査が実効的に行われることを確保する。

ロ 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、その目的が適正であると認められる場合には、速やかに処理を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及びグループ各社は、企業行動憲章に基づき、反社会的勢力の排除に向けて組織的な対応を取る体制を整備し、警察及び関連機関等との連携を強化しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、定款に以下の内容を規定しております。

(1) 当社の取締役は10名以内とする。

(2) 当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。また、取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(3) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

1. 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、機動的な資本政策等を遂行するため、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

2. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、取締役会の決議によって会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を行うことができる。

(4) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

TOKA Iグループ コーポレートガバナンス体制

